

平成 31 年度 事業計画書

社会福祉法人 熊本市社会福祉協会

2019年度事業計画（案）

基本方針

平成最後の年度は、熊本地震の復興と再開発も進み、それと歩を合わすように当法人の懸案であった熊本乳児院と双葉保育園の合築も熊本市による補助金採択が決定し、あとは厚生労働省の通知を待つという形で夢の実現に向けてのスタートを切ることができました。

さて、内外では平昌冬季五輪での日本人勢のメダルラッシュ、正に災害列島とでも呼ぶべき西日本豪雨と北海道での地震、スポーツ界での相次ぐ不祥事、日産自動車のゴーン前会長問題、米朝首脳会談での両国間の微妙な駆け引きと福祉分野では障がい者雇用のデータ改ざんや毎月勤労統計調査の不正がそれに続き、今後の我が国の景気にも悪影響を及ぼしました。

本会は、それらの悪い空気を一新すべく本年度は上記合築と完成に併せた法人80周年記念事業の準備に向けた年として、従来からの法人あげての「生計困難者レスキュー事業」の更なる拡充、ワークショップ熊本・熊本授産場による「農福連携事業」の拡大、熊本乳児院の子育て支援関連各種事業の充実、保育園3園による人材確保への取り組み等をメインに2019年度も法人理念「リスト」の合言葉の下、地域貢献とコンプライアンス（法令順守）・アカウンタビリティ（説明責任、情報開示）を三本柱に利用者の方々の福祉ニーズに迅速、的確に応えて参る所存です。

1 本 部

1 運営基本方針

2017年より社会福祉法人制度改革が進み(1)経営組織のガバナンスの強化、(2)事業運営の透明性の向上、(3)財務規律の強化、(4)地域における公益的な取り組みを実施する責務、(5)行政の関与の在り方が変化した。同時に、現在は「働き方改革」が謳われ、より働きやすい職場を創造していくことが人材確保の観点からも求められるようになった。

そのような中であって法人の確固たる基盤構築のためには後進育成が何より重要であり、「職員が自ら考え的確な行動をすることが出来るようになる」ことが求められる。このことを踏まえ、本年度は職員が主体となり人材確保と人材育成のための内部研修実施への取り組みについて支援する。

また、2019年の本年度より熊本乳児院と双葉保育園の合築による建築が本格的に始まる予定であり、その完成落成式と創立記念式典を同時に開催実施するため準備を推し進める。

【主な取り組み事項】

- ① 法人内正職員への内部登用試験実施
- ② 法人内人事異動の定期実施と人事交流
- ③ 福祉及び業務に関わる資格取得の励行支援。(社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネージャー、社会福祉主事等)
- ④ 権利擁護、リスクマネジメント、福祉経営等理解の法人内研修
- ⑤ 主任者、上級職員(就労7年以上)、中級職員(3年以上7年未満)、初級職員(1年以上3年未満)、初任者(1年未満)等経験値に応じた職員研修
- ⑥ 施設長研修の実施
- ⑦ 熊本乳児院・双葉保育園完成記念式典/創立80周年記念式典プロジェクトチーム

2 対地域への取り組み

現代社会が抱える潜在的なニーズを把握することは、地域・在宅福祉に貢献する上で法人経営の大きな柱となることから法人全職員は自らの「福祉サービス」が、地域の中でどのような評価を受けているのかを知るべく努力する。

法人全体で取り組む夏祭りを始めとし、各種行事の企画、立案、実施を通して、地域に密着しながら、各施設の更なる「地域へのオープン化」を図り地域との関係性を深める。

また、地域における法人の認知度を高める為に地域の運営協議会への参加や地域防災訓練などにも積極的に参加する。また、いつ発生するとも知れない災害に対応できるよう日頃からの地域との連携を図る。

【主な取り組み事項】

- ① 2019年7月20日（土）法人夏祭り第20回「ワイワイ祭」開催
- ② 2019年7月27日（土）本荘校区夏祭りへの参加
- ③各施設、各保育所実施の地域交流事業の更なる拡充
- ③ 本荘校区、春竹校区、向山校区の民生委員会や地域運営会議への参加
- ④ 新規事業への取り組み 今後、国・県・市区町村が実施する新規事業（見込みやモデル事業を含む）に施設と法人本部が協力して取り組む。また、地域課題の解決に対して新規事業を行政に提案する力を養成する。

3 情報公開、広報活動等

法人及び各施設において、それぞれが発行する機関紙やホームページの活用、各施設が行う公益的な取り組みを積極的に情報公開する。施設実習、施設見学やボランティア等地域の方々の幅広い受入れと受け入れ体制の充実を図り法人および施設への理解を図る。

特に、発信力の強化を図る。情報公開と発信については、人材確保の観点から本部事務局職員の強化により若者層をターゲットに「スマートホンを念頭においた情報発信」に力を入れる。

4 全施設の第三者評価の受審を図る

| | |
|-----------|------------------|
| 熊本乳児院 | 本年度受審（前回平成28年度） |
| 熊本授産場 | 自己評価（〃平成27年度） |
| ワークショップ熊本 | 自己評価（〃平成27年度） |
| 双葉保育園 | 自己評価（〃平成30年度） |
| のぞみ保育園 | 自己評価（〃平成26年度） |
| 報徳保育園 | 自己評価（2020年度受審準備） |

5 苦情解決委員会とリスクマネジメント体制（BCP：事業継続計画含む）の再構築。

6 熊本乳児院・双葉保育園・報徳保育園の全面改築事業に統括窓口としての調整。

7 「生計困難者レスキュー事業」（別紙P4）の窓口を法人事務局とする。

【全施設の年間主要事業計画（案）は別紙P28～P29】

生計困難者に対する相談支援事業 事業計画

1 目 的

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方々に対する相談支援活動を実施し、関係機関との十分な連携の中で支援を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐことを目的としている。具体的には経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害され、生活保護等の既存制度では即応できない方にその費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

2 コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、本会はコミュニティソーシャルワーカー（以下：CSWと記す）のを配置に努め、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し課題の解決を図る。

3 経済的援助とその有益性

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

平成29年度10月からモデル事業として実施している熊本乳児院「産前・産後母子支援事業」と本事業はリンクしており、並行して実施することで法人として地域への公益性をより担保することができる。2019年度においても「産前・産後母子支援事業」の受託が決定しており本事業の実施はさらに有益性を増すことが見込まれる。

4 研修会への参加

コミュニティソーシャルワーカーおよび関係職員は、本事業実施のための相談援助技術の向上を目的に、熊本県社会福祉協議会主催の研修会のほか各種研修会への参加に努める。

- ①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ②事業実施法人連絡会議
- ③相談援助技術研修会(事例検討会)

2 熊本乳児院

1 運営基本方針

乳児院は、子どもの生命と人権を守り、その健やかな成長とともに保護者が養育環境を整えられるよう支援することを責務とし、子どもが家庭に帰れるよう、また、施設においては、より家庭的な環境で生活できるよう取り組んでいる。このことは、平成28年児童福祉法改正による子どもが権利の主体であることの明確化や家庭養育優先の理念を具現化するものである。

平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」（以下、新ビジョン）とその具体化に向けた検討のなかで、乳児院の機能強化・多機能化・機能転換が求められた。乳児院ではこれまでも、地域における里親等の支援にかかる様々な機能を担っており、今後こうした機能のさらなる充実・強化を図る。（機能転換という考え方を全国乳児福祉協議会として有していない。国が言う機能転換事業は乳児院が元々有し行ってきた事業であるとの考えからである）

機能強化にあたっては、乳幼児・親支援のノウハウをさらに培っていくことが不可欠で、多様な専門職チームによる支援が必要である。乳児院の主たる本体機能、即ち養育にかかる職員配置の充実が今まで以上に重要となることは明白であり、短・中・長期計画をとおして職員の確保とその質の向上に取り組む。

多機能化については全国に先駆け、「産前・産後母子支援事業」を継続実施（平成29年度国のモデル事業）。さらに、「病中・病後児保育事業」についても4月22日から事業を開始する予定である。

今後、乳児院では以下の（1）短期・（2）中期・（3）長期の事業計画に基づき『乳幼児総合支援センター』の実現を目指して実践を進める。

（1）短期計画（2018年～2020年）できる限り良好な家庭的環境の整備

双葉保育園との合築による全面建て替え。（5ユニット各6名による養育）

施設定員は30名のままとする。

イ 「できる限り良好な家庭的環境」の整備を行う。家庭的養育環境とみなされる要件は以下の6点となっている。

- ① 生活単位は、原則として家庭に近い規模で子どもの人数は最多で6人まで、個々のニーズに応じて養育できる専門性をもった養育者が、24時間を通じて複数で対応。
- ② 家庭における養育環境と同様の養育環境。
- ③ 集団規則によらない個々のニーズに合った丁寧なケア。
- ④ 養育者が複数となってもケアの在り方が一貫。
- ⑤ 子どもの権利が保障されている。
- ⑥ 乳児院におけるケアによって家庭または家庭同様の養育環境での養育へのバトンが可能になれば、その養育環境（里親）に移行する。

ロ フォスタリング機関を目指す。（包括的里親支援機関）

里親のリクルート、登録（登録に至るまでの研修含む）、子どもとのマッチング、委託、委託後の支援を実行可能なものとする。その為の人材育成を図る。

・熊本県、熊本市により2019年度下半期中にフォスタリング機関が公募される見通しで

ある。

(2) 中期計画 (2021 年～2023 年) 機能強化及び多機能化への具体的取り組み

①「産前・産後母子支援事業」・「生計困難者レスキュー事業」の継続

この実践は従来の乳児院の枠を超えたソーシャルワークであり、多くの支援ノウハウの蓄積と他職種・他機関との連携強化によって以下のようなソーシャルワーク実践が可能となる。

イ 社会的養護にあつては実家庭への復帰と同様の養育環境に移行する場合 (= 里親) の移行期のケアや家庭へのケア及び社会的養育からの自立へのケアの提供。

ロ 市町村と連携した在宅支援機能 (保育士・看護師・心理士等によるアウトリーチ) や通所機能 (乳児院本体利用による養育力の育成支援等) の獲得。

ハ 地域の「子ども支援拠点」の一角としてのポジション確立。

②・①を可能ならしめる為に相談支援にかかるスキルの向上とそれらをなし得る職員の育成及び人材確保を図る。

・福祉専門職および他の専門職と協働して親子分離する事なく子どもと家庭を支援できる力 (機能) の育成。

③「病中・病後児保育事業」2019年4月22日事業開始。(建築完成後の2021年からの予定計画であったが熊本市こども支援課からの依頼で前倒しとなった)

(3) 長期計画 (2024 年～)

①今後、里親への委託が進む中、施設ではよりケアニーズの高い乳幼児の入所受け入れが求められるようになる。その為、2019年度以降長期的計画の下、様々な専門的ケアが「乳幼児総合支援センター (= 乳児院)」でワンストップで対応可能となるよう助産師のほか理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの専門職人材確保にも努める。

②社会的養育 (養護) に係る需要数とそれに対応する供給数【施設・里親】の充足状況を分析した上で行政と協議検討し必要に応じ1ユニットにおける養育人数の削減を図る。最終的には本体施設4ユニット各4人の合計16名での本体施設運営もあり得る。その際の直接処遇職員 (養育者) 配置人数1ユニット8名以上になる。(職員2 : 乳幼児1)

③残る1ユニットは一時保護専用施設とする。(定員6名)

④併せて、措置児童数の推移とのバランスを考慮しながら本体施設とは別の養育環境として分園型小規模グループケアについても実施可能とする。隣接賃貸マンション2カ所、九品寺2カ所 (仮設舎屋) の計4カ所まで対応可能とする。

2 地域連携

同一敷地内におけ4施設 (児童福祉 : 熊本乳児院、双葉保育園、障がい者福祉 : 熊本授産場、ワークショップ熊本による地域共生・共創社会の具現化を図る。のぞみ、報徳においても他施設他機関との連携を図り地域共生に努める。

短期および中期計画の実現を踏まえ、児童福祉、障がい者福祉に加え地域高齢者も加えた横割り共生、相互乗り入れによるウェルビーイングな生きがいに満ちた地域共生福祉社会を図る。その実現のため以下イ、ロ、ハに示すような具体的で継続的な地域連携を積極的に図る。

イ 地域民生児童委員会等への定期的な出席と会場の提供

ロ 施設主催の種々行事への案内と地域主催の夏祭り等行事への参加

ハ 地域包括支援センター (ささえりあ) との連携

3 職員資質および養育環境の向上

「乳児院倫理綱領」「より適切な関わりをするためのチェックポイント」「改訂新版乳児院養育指針」の実践的活用。従来の各種会議のより一層の充実と見直しを図る。丁寧なアセスメントを踏まえた個別ニーズに合わせた一人一人への支援計画。被虐待児の親への支援と関係機関との連携協働、援助、子ども自身の自己肯定感・アイデンティティ獲得のためのライフストーリーワークへの取り組み、子どもたちの最善の利益のために職員各自が運営に携わっているという事を自覚し、全職員の養育理念（ケアの在り方）の統一と、専門性獲得のための人材育成の課題にも取り組み「乳児院の研修体系」を意識した研修会への参加と研修内容の共有を強化する。

職員配置が「1. 3 : 1 (=23名)」の場合、措置費が加算されることとなり、「1. 6 : 1 (=19名)」に比較すると4名の職員を増員することができ以前より丁寧なケアが可能になってきている。施設の小規模化と養育の家庭的環境を可能とするための準備段階として、常に1. 3 : 1以上の職員確保を目指す。さらに、平成28年度から30名以上定員施設においては、職員配置加算の見直しとして家庭支援専門相談員2名を配置することが可能となった。現在、既に2名が実働し、内1名はソーシャルワーカーとして社会福祉士資格を取得、他の1名も昨年度社会福祉主事の任用資格を取得した。(但し30年度は暫定29名の為1名の加算はない) また、心理療法担当職員の公認心理士資格取得のための組織的支援と医療的なケアを必要とする乳幼児のため看護師の養護協議会看護師連絡部会の活用と医療的専門研修を継続する。

- ・ 第三者評価事業の受審
- ・ 施設最低基準改正に伴う以下の事項の徹底
 - ①虐待等の禁止 ②秘密保持義務 ③苦情解決（一部改正）における第三者委員の設置
- ・ 虐待問題等の研修会参加と要保護児童対策地域協議会等の関係機関・組織との更なる連携を図る。
- ・ 子どもたちの権利擁護を主体とした研修の開催
- ・ 「基幹的職員」「個別対応職員」「家庭支援専門相談員」「里親支援専門相談員」「心理療法担当職員」「看護師」「保育士」等職種間の協力的で強固な連携と協働によるケース検討とその支援
- ・ 「乳児院倫理綱領」「より適切な関わりをするためのチェックポイント」の徹底
- ・ 児童福祉法改正に伴う今後の施設展開についての学習
- ・ 医療的ケアを必要とする入所児童の受け入れ増加に備え、医療専門分野における看護師職の研修会参加

4 健康・衛生・安全

集団養育の側面から、インフルエンザ、0-157、レジオネラ症等への感染や食中毒、感染性胃腸炎、RSウイルス等への入所児童の感染症予防対策を実施することは勿論、働く職員の健康維持管理に努める。インフルエンザ等各種ワクチン接種や予防医学的見地での定期健康診断や腰痛予防、心理的サポートを実施する。それにより子ども達にとって施設が「安全」で「安心」できる環境であり続け、「より望ましい家庭的環境」であるよう衛生面で常

に配慮する。

また子どもたちの嘔み付き、転倒、ベッドからの転落等に対する安全配慮と共に、職員各々の子どもたちへの目配り、気配りを徹底しながら、救急法、救急医療器具の使用にも熟知し、SIDS（突然死症候群）予防対策などリスクマネジメントを実施し、事故等の発生防止に努める。

5 各種委員会と熊本県養護協議会部会

全職員が所属する保育、広報、医療等の5つの委員会、法人および法人他施設との連携により、法人の理念達成のためにお互いの意思伝達システムを確立すると共に、各委員会において「子どもたちの最善の利益のために」という理念の下に、長い伝統から積み上げられたノウハウを活かし、如何にすれば子どもたちのニーズを充足できるか、利用者サイドの視点に立って検討し、その成果を日々のサービスに折り込むと共に、各職員が専門職としての資質向上を目指しながら各委員会の発展強化を図る。全範囲においてマニュアルの見直しを実施する。

- ・ 広報委員会 「熊乳ース」年2回発行の継続実施
- ・ 保育委員会 「アタッチメント」「ライフストーリーワーク」への継続取り組み
- ・ 医療委員会 療育体制の整備（医療的ケアと教育）。平成30年4月より可能となる障害者総合福祉推進事業の一環である保育所等訪問支援事業を活用し発達支援が必要な幼児への発達支援を実施する。
- ・ 給食委員会 乳児院における「食育」への取り組み
- ・ 感染症対策委員会 感染拡大予防、医療器具管理
- ・ 衣類委員会 個別化
- ・ 熊本県養護協議会 熊本県養護協議会の研修委員会への職員派遣。下部組織にあたる各部会（ケアワーカー部会、相談援助部会、心理部会、事務担当者会、給食担当者会）への積極的な参加。

6 『乳幼児と親・家族の総合支援センター』への取り組み

【その1】

- ①中高校生の福祉教育、ボランティアの芽を育む「心の教育」のための施設見学の推進
- ②民生児童委員、母子保健推進員、教育庁等各種関係機関の来院促進
- ③福祉、医療関係者や企業、異分野の交流も企図した職員、地域の方々を対象とした講演会開催
- ④年間行事（運動会、クリスマス会等）への保護者、地域の方々への参加呼びかけ
- ⑤保健所事業と連携しての「赤ちゃん教室」の内容充実並びにフリースペースの子育てサークル等への解放
- ⑥各種専門学校や保育短大等からの実習生の受入れと内容充実
- ⑦里親支援専門相談員による里親研修等諸事業への協力と開催、および家庭訪問等による里親支援のほか「里親支援機関」としての全職種・職員による体制の強化
- ⑧家庭裁判所による少年補導委託事業、面会交流事業への協力
- ⑨ライオンズクラブ、ロータリークラブ等各種社会奉仕団体との交流
- ⑩全乳協が取り組む「子どもの貧困対策」等への協力

⑩子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）

【その2】

大きな柱の一つである「養育以外の必要な専門的機能を備える」ことを目指す。「子ども家庭支援拠点」に今後求められる機能やあり方・検討事項に取り組む。

① 支援拠点のあり方、②コミュニティーソーシャルワークのあり方、③在宅支援のあり方、④通所（治療的デイケア等）の場の開発、⑤妊娠期からの支援の構築、⑥産前産後親子ホームの構築、⑦児童家庭支援センターとの関係、役割、⑧親子分離中の家庭支援のあり方、⑨家庭復帰後の家庭支援のあり方、⑩継続性を担保するソーシャルワーク、⑪一時保護の機能⑫「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良好な養育環境」「その要件」の整理、⑬アドボケート制度の構築、⑭包括的里親養育事業、⑮第三者評価基準に係る里親評価、⑯継続的養育ケアのあり方、⑰家庭復帰支援のあり方、⑱社会的養育及び家庭支援での自立支援のあり方など多岐に及んでおり、県・市区町村のほか、児童相談所、保健センター、産婦人科、学校など様々な機関との連携協議を図る。

7 院外活動

当院公用車活用による海水浴、温泉体験一泊旅行、いちご狩り、みかん狩り、バス体験等季節に応じた院外活動の充実を図り、子どもたちの個別担当者との愛着形成、情操面、社会性の獲得と向上に努める。

8 防災と避難訓練の実施

非常災害時の対応に備え、職員の防災教育（ガイドライン等の活用）による防災意識の啓発と避難訓練、緊急連絡、消火訓練、夜間想定避難訓練の強化と併せて、昨年の熊本地震を教訓とした災害発生時の各関係機関と連携のみならず「地域」との連携強化を図る。また、夜間の不審者等の防犯体制においてもその充実を図る。

9 熊本乳児院全面改築への取り組み

2018年度に本工事に関わる熊本市の採択は決定した。2019年度は早速仮設建物の着工にとりかかる（5月）、完成は8月。それに伴い9月過ぎには子どもたちの生活の場所が現本体施設から仮設建物へ移ることとなる。本体工事の厚生労働省内示は5月～6月中。建築業者入札決定は7月以降の見通しであり、解体工事は仮設への移行終了後の9月中を見込んでいる。建築工事の終了は2020年度中となる。

※養育環境が大きく変化することから、移行時から半年程度は十分子どもの様子の変化にも注意を払うことが職員は求められることとなる。その間は、保育実習などの受け入れ人数について2か月程度は一時的に中止、それ以降は最大5名までの受け入れ人数を2～3名程度に抑えることで職員の負担感を減らし、日常の養育に支障が出ないように配慮する。完全に年度中の受け入れを取りやめることも考えられるが、実習生受け入れは人材確保にも繋がることから人数を抑制することで対応する。

3 双葉保育園

1 保育園運営基本計画

保育を巡る状況や子育ての環境は、大きく変化し、児童虐待や子どもの貧困問題もより深刻化してきている。国は少子化対策として、10月より3・4・5歳児の保育料を無償化とすることを決定したが、今後ますます保育の受け皿の不足、保育士の不足が心配される。昨年度から施行されている改訂「保育所保育指針」では養護と教育を基盤とした保育や乳児・三歳未満児保育の充実が明確化された。子どもの主体性を育み、さらにひとりひとりを大切に保育が求められる為、第三者評価を受審した結果をもとに取り組むべき課題をそれぞれの職員が認識し、保育の質の向上を目指す。

今後、三保育園は、法人の基本理念に従い児童福祉施設としての役割を十分に果たすべく、より一層の努力を行い事業を進めていく。

双葉保育園は、平成31年度より熊本乳児院との合築に向けて計画を進める。

2 保育の目標

「生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育てる」「温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てる」ことを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、身心の健康の基礎を培う。
- (3) 人と人との絆を大切にしながら、そこから人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (4) 自然及び社会の事象についての興味や関心を育てながら、豊かな感性や思考力の芽生えを培うと共に、生命(いのち)の大切さを知る。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 様々な体験を通して豊かな心や表現力を育て、創造性の芽生えを培う。

3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることを考慮し、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、つぎの諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。
- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大

切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。

- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するためにも保育内容の向上と保護者との連携を図る。そのためにも、保育参加やその他の保護者参加の行事への参加を積極的に呼びかける。
- (7) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、小・中学生との交流のみでなく、高校生との交流や近隣の専門学校生との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
- (8) 地域の親子に園庭や園舎を開放し、伸び伸び遊べる機会を提供する。

月曜日～金曜日（10：00～15：00）

- (9) 子育ての悩みや不安について、電話相談・面接相談を受けたり、保護者向けの講演会等を開き、子育て支援に繋げる。

4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことが出来るよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室を含むその他の保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となる様に創意工夫ながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

以上の留意事項に配慮しながら、日々の保育及び別紙「平成 31 年度行事予定表」にそって行事を実施する。

5 給食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を供給するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣としつけ、栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的にそうように、全職員の協力のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立表を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方、はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。
- (3) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。
- (4) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に展示し、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (5) 保育園の給食の重要性を保護者に理解してもらうために、試食会(行事を利用)を行う。
- (6) 紙芝居等をとおして、子どもたちへ食の大切さを理解してもらうように努力する。

- (7) クッキング体験、田植え、野菜栽培、芋苗植え、芋堀り、味噌作り等の体験を通して、食や食べ物への関心、感謝の心を育てる。
- (8) アレルギーや宗教に配慮した特別食の対応を行い、保護者からの食育に関する悩み相談の窓口を広げる。

6 保健衛生

保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、感染症対策などどの保健衛生に適切に対応するため、保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、施設長は、職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいかヒヤリハット等を利用し、日頃から検討を加え、施設の安全、健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室、調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底する。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検の実施、救急法の受講等による安全対策をすすめる。また、園内で流行している病気を感染症お知らせボードで知らせたり、毎月看護師による『保健だより』保育士による「園だより」『クラスだより』を発行し、保護者との連携をはかる。

7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守っていける能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるよう採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境確保に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、総合遊具、園庭のスベリ台、鉄棒、砂場などの損耗や破損の有無の点検を励行する。点検には、安全点検表を作成して行う。
- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実践的な交通安全教育を行う。
- (4) 年度当初に火災発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員に徹底する。また、幼年消防クラブを結成し、園児に火の用心の重要性を伝える。
- (5) 年度当初に災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。
- (6) 不審者対策として、子どもの安全を凶るため非常通報など対応策は全職員に周知徹底し、訓練を行う。
- (7) 登降園や園外保育時には工事車両等に十分注意をする。

8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どものための権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。
- (2) 地域に根ざした社会福祉施設としての役割を果たすため、近隣の病院のベッドで病気と闘っている子どもたち、またその看病に付き添っている保護者に安らぎの場を提供しようと出前保育を実施。また、同様の趣旨目的を持って地域の児童館でも、出前保育を実施する。また、地域の子育て支援メンバーに参加する。
- (3) 夏祭り、運動会、生活発表会など各種行事に地域の方々を招待したり、地域の行事に積極的に参加をし、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の訪問見学を体験する。
- (5) 中学校の職場体験、高校生との交流、また特別支援学校の生徒の実習受け入れなどを通して、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会を提供する。

9 職員研修

職員の資質向上を図るため、各種研修会(県内外の研修等)への積極的な参加、園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉使いや対応については特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。
- (4) 園内研修の中で、各種マニュアルの勉強会や個別検討会を計画的に行う。
- (5) キャリアパスができる仕組みを構築するための研修を受ける。

4 のぞみ保育園

1 運営基本方針

保育を巡る状況や子育ての環境は、大きく変化し、児童虐待や子どもの貧困問題もより深刻化してきている。国は少子化対策として、10月より3・4・5歳児の保育料を無償化することを決定したが、今後益々保育の受け皿の不足、保育士の不足が心配される。昨年度から施行される改訂「保育所保育指針」では、養護と教育を基盤とした保育や乳児・三歳未満児保育の充実が明確化された。子どもの主体性を育み、さらにひとりひとりを大切にする保育が求められるため、昨年に引き続き、自己評価を受診し取り組むべき課題をそれぞれの職員が認識し、保育の質の向上を目指す。

制度改正の趣旨・役割・責務を理解し、状況や課題に適切に対応し今後、三保育園は、法人の理念に沿い児童福祉施設としての役割を十分に果たすべくより一層の努力を行い事業を進めていく。

2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、安らげる雰囲気の中で、子どものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を図り、育ちの保障をする。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康な発達の基盤を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情や思いやりと信頼感を育み、人権を大切にする心を育てるとともに、社会性や協調性を養い、道徳心の芽生えを培う。
- (4) 主体性を持ちながら遊び、その経験の中から自己肯定感を培っていく。
- (5) 生命、自然や社会の事象などについての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基盤を培う。
- (6) 生活や遊びの中で、言葉への興味や関心を持つように育て、喜んで話しをしたり聞いたりする態度を養い、豊かな言葉を養うため絵本の読み聞かせ等を豊富に行ったりし、言語教育の体験をする。
- (7) 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

3 保育の方法

保育において、保育士の言動や行動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と専門性ある保育技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、つぎの諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。
- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育を

- し、個々の気持ちを大切にされた保育活動を実施する。
- (3) 子どもの生活リズムを大切に、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
 - (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。(自然とのふれあい遊び、体育・かきかた教室)
 - (5) 特性を生かした保育活動の導入・法人三園合同の活動等を取り入れ交流を図る。
 - (6) それぞれの保護者の状況やその意向を理解受容し、その親子関係や家庭生活等に配慮する。その為に保育内容の充実向上と保護者との連携を図る。そして、保育参観やその他の保護者参加の行事への参加を積極的に呼びかける。
 - (7) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、種々の行事を通して小・中・高校生との交流や地域の方々との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
 - (8) 地域の親子に園庭や園舎を開放し、伸び伸び遊べる機会を提供したり、子育て支援の機会となるように子育てサークル等との交流も盛んに行う。
 - (9) 子育てについて相談を受けたり、個別面談会を実施し保育に活用したり、又保護者向けの子育て講座を計画し、子育て支援を積極的に進める。

4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活や活動が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に行動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保に努める。
- (3) 保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となるように創意工夫しながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える
- (4) 保育室については、温かな家庭的雰囲気が感じられるようにクラス毎に創意工夫し、設備や用具も充実させる。1歳児の保育室は、広く有効に利用出来るように改装改修を行う。
- (5) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

以上の留意事項に配慮しながら、日々の保育及び別紙「平成 31 年度行事予定表」にそって行事を実行する。

5 給食

給食を通して子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持に必要な食事を提供するとともに、これを通じて望ましい食習慣としつけを行い、栄養や衛生上の知識を与えるため、次の諸事項に配慮した給食を実施する。また、食育にも力を入れる。

- (1) 食の安全には万全を期すとともに対象年齢や個人に応じた栄養量を確保し、美味しく変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方、箸の持ち方、歯みがき等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。

- (3) 食育の観点から、調理作業場面の見学、野菜の栽培を通して等のクッキング保育、配膳や後片付け、清潔保持の習慣、望ましい食事習慣、健全な食生活習慣について関心や興味がわくように工夫しながら指導する。
- (4) 保護者には、日々の献立表の提供、給食サンプルの展示や掲示、試食の機会を提供し食に関する相談に応じながら家庭との連携に努める。
- (5) 食・食物に関心を持ち、田植えや稲刈・芋堀り・野菜栽培などの自然体験を通して命の育みを学び、作る人への感謝の気持ちを育てる。
- (6) 地域の特性を生かし、散歩等を通して商店街（食品・商品）に興味や関心を持ち、食べることに意欲を持たせる保育に繋げる。

6 保健衛生

保育所における保健・衛生の管理は、特に抵抗力の弱い乳幼児が対象であるため細心の注意が必要である。従って、保育所の環境・設備構造・健康診断・職員の保健衛生に対する衛生教育・その他あらゆる面から総合的に対策を講じる必要があるため、保育所・家庭・嘱託医の三者の緊密な連携のもとに次の事項に配慮しながら推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行う。また嘱託医による定期健康診断を歯科1回、内科2回実施し、保護者にその結果報告をする。
- (2) 途中入園者については、適切な時期に嘱託医師による検診を依頼し、その状態を把握する。
- (3) 年1回職員の定期健康診断を県総合保健センターにおいて実施するほか、施設長は職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (4) 保育園で起こることが予想される事故・疾病等について日頃から検討を加え「保健だより」を発行し、施設の安全管理及び健康管理面から十分な対策を講じておく。また「保健計画」を作成し予防に努める。
- (5) 子どもの心身の発育上障害とならないよう、衛生的で快適な環境づくりをめざして、保育室、調理室、トイレ、飲料水の衛生管理の徹底を期するほか、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。
- (6) PM2.5や紫外線等大気汚染に対する情報の収集及び対応に努める。

7 安全対策

入園している子どもの生命の安全を守ることは当然の責務であるが、子どもが自己の成長と発達の過程で危険と安全についての判断力を養い、常に危険から自分の身を守っていく能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境整備に努め、行動や生活が安全になされる施設整備の点検を行う。
- (2) 屋内の遊具は勿論、園庭の総合遊具、砂場など損耗の有無の点検を定期的に行う。
- (3) 東警察署より園児への交通安全実施指導を行うほか、園外保育の機会をとらえて交通安全教育を行う。
- (4) 不審者対策として、子どもの安全を図るため警察への非常通報や電気錠などについてのセキュリティ対応は全職員に周知徹底を行う。

- (5) 年度当初に災害発生時の職務分担表・連絡網を作成し、職員に配布し対処する。なお、毎月必ず火災・地震等の災害に備えての避難訓練を実施し、命を守ることに直結する実際的な訓練を行う。
- (6) 救急法等の緊急時に備える研修を、積極的に取り入れ、職員の知識や技術の向上に努める。
- (7) AED装置を導入し定期的な講習を実施し、万一の心停止時に対応する。

8 家庭・地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) よりよい子どもの養育の為、家庭との連携を密にし、子育ての不安や悩みに対して、十分な対応を図るため、相談・援助体制を強化する。また、地域の子育て中の保護者に対して子育て講座の開催・子育て相談を実施する。
- (2) 情報は、連絡ボードを設置し、日々の各クラスの状況、感染情報を発信する。
- (3) 従来からの広報誌「園だより」「クラス便り」「献立表・給食便り」「保健だより」等も分かり易い内容での発信をする。
- (4) 地域との連携では、従来通り地域の自治会、老人会、民生委員会、地元商店街、各関係機関、小・中学校、校区の子育てネットワーク活動を通じ更なる連携を図る。

9 職員研修

園全体また職員一人一人の資質向上を図るため、キャリアパスを含め、各種研修会への積極的な参加を行う。園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉づかいや対応については特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。

10 年間行事計画

別紙により年間行事計画を推進する。

5 報徳保育園

1 運営基本計画

保育を巡る状況や子育ての環境は、大きく変化し、児童虐待や子どもの貧困問題もより深刻化してきている。国は少子化対策として、10月より3・4・5歳児の保育料を無償化とすることを決定したが、今後ますます保育の受け皿の不足、保育士の不足が心配される。昨年度から施行されている改訂「保育所保育指針」では養護と教育を基盤とした保育や乳児・三歳未満児保育の充実が明確化された。子どもの主体性を育み、さらにひとりひとりを大切にする保育が求められる為、昨年に引き続き、第三者評価の受審にむけた、自己評価を行い、取り組むべき課題をそれぞれの職員が認識し、保育の質の向上を目指す。

今後、三保育園は、法人の基本理念に従い児童福祉施設としての役割を十分に果たすべく、より一層の努力を行い事業を進めていく。

2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。(特に高齢者との関わりを重視する)
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 科学の実験を通して、自然の不思議さを体験しながら、豊かな感性や表現力を育て、創造性の芽生えを培う。(月一回科学の実験教室開催中)
- (7) 外部で実施される絵画等の出展に参加し、園児たちの自信につなげる

3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、次の諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを暖かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。
- (2) 子どもの発達について理解を深め、一人一人の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、

調和のとれたものにする。

- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的な活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。
- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 日本の四季や日本古来の伝承遊びを保育に取り入れ、日本の文化を学ぶ。
- (7) 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するためにも保育内容の向上と保護者との連携を図る。そのためにも、保育参観のほか随時、保護者の保育への参加を求める。
- (8) 子育ての悩みや不安について、電話相談・面接相談を受ける。
- (9) デイ・サービス訪問及び老人ホーム等を含んだ地域との交流を実施し、命のつながり・絆について学ぶ。
- (10) 熊本歯科技術専門学校を訪問し、歯科衛生士科の学生から一對一のブラッシング指導を受けながら、歯の大切さを学ぶ
- (11) 6年連続して、人権啓発作品に特賞として入賞したため、今年度も園児たちの「ねえねえ先生」に応募し、人権の大切さを保護者とともに学ぶ。

4 保育の環境

人(ソフト面)、物・場(ハード面)などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わることのできる環境を整える。
- (5) 外部で実施される絵画等の出展等の機会を逃さず、応募し、園児たちの自信につなげるように配慮する

以上の留意事項に配慮しながら、日々の保育及び別紙「平成31年度行事予定表」に沿って行事を実施する。

5 給食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を供給するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣と栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的に沿うように、全職員の協力のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立表を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方・はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食

生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。

- (3) 食育の一環として、栄養士の手作り紙芝居を作成し、栄養士による食育を実施。園児・職員一丸となって、食の大切さを学ぶ。
- (4) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。
- (5) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に置き、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (6) 1歳児からのクッキング教室、たけのこほり、芋ほり等の体験を通して食べものへの関心、作る人への感謝の心を育てる。
- (7) 従来実施して保護者及び園児に好評であった、年長・年中のテーブルマナーを今年度も取り入れる。
- (8) 保育参観等を利用しながら、栄養士からの献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する諸々について、保護者からの食育に関する悩み相談の窓口を広げる。

6 保健衛生

子どもの心身の健全な育成が保障されるよう、保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、衛生教育等総合的に保健衛生に対処するため保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して施設長は、成人予防等職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいか日頃から検討を加え、施設の安全及び健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底し、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検の実施、救急法の受講等による安全対策をすすめる。また、「園たより」『クラスだより』を発行し、保護者との連携をはかる。

7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守る能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため、次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境設備に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、園庭の遊具、砂場などの損耗や破損の有無の点検を励行する。点検には、安全点検表を作成して行う。なお、大型遊具に関しては、業者よりの点検を半年に一回実施する。

- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実際的な交通安全教育を行う。
- (4) 年度当初に火災発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員に徹底する。また、幼年消防クラブを結成し、園児に火の用心の重要性を伝える。
- (5) 年間災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。また、不審者対策への訓練を実施する。
- (6) AED 取扱いについて、定期的な講習会を実施し、万一の状況でも対応できるように努める。
- (7) 「自分の身は自分で守る」という危機回避の心がけを学ぶために、業者による「安心・安全教室」を開催する。

8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どもの権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。（特に要保護児童の入園もあるため、保健福祉センターとの連携を密に図る）。
DVによる保護者の被害等の観察についても怠らないようにする。
- (2) 自治会、民生委員、児童委員、老人会等と交流を持って、地域の方々と連携した地域交流事業を実施する。
- (3) 運動会への招待、町内の夏祭りや文化祭への積極的な参加、老人会会員の誕生会への招待、七夕飾りへの招待を通じて、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) 保育園を解放し、園児と地域の交流を図り、地域に根ざした保育園をめざす。
- (5) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の授業を経験する。
- (6) 小学校の体験学習、中学・高校の職場体験等を受け入れ、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会等を提供する。
- (7) 保育園の活動を地域の方たちに理解してもらうために、地域のコミュニケーションセンター、熊本銀行、熊本電鉄の待合室に保育園の新聞を掲示いただき、地域へ情報公開を実施しながら、子育て支援の一躍を担う。

9 職員研修

職員の資質向上を図るため、部外研修への積極的な参加や部内においても職員会議の機会や個別に研修の機会を設け、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

また、第三者評価受審に向けての自己評価を実施する。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言動に対しては特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育内容を適切に説明することができるように、職員の意思の疎通を図る。
- (3) 入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対して職員全員でその解決を図るよう努める。そのためにも職員間の報連相の徹底を互いに自覚し、互いの連携を強くし、チームワークの大切さを再確認するとともに各種マニュアルの勉

強会を実施する。

(4) キャリアパス構築のため研修受講計画を作成し、それぞれの質の向上をはかる。

以上の留意点に考慮するためにも、月2回の職員会議、月2回のケース会議及び各月1回の職員研修会実施し、職員の統一制を図り、資質の向上を図る。

6 熊本授産場

1 基本方針

平成 31 年度は、「地域共生社会」に向けて動いている中、「新たな地域生活の展開」「障害者のニーズに対するきめ細やかな対応」「質の高いサービスを継続的に利用できる環境整備」の 3 つの柱、「働く・くらす」を引き続き踏まえていく。

熊本授産場はこれまで培ってきた社会事業授産施設として 3 障害及び生活保護受給者を対象としてきたメリットを活かし、その機能を引き続き熊本市をはじめ、各市町村及び県等へアピールしていく。

また、関係自治体や相談支援事業者等との連携の強化に努め、施設利用者のニーズの動向を確認しつつ、利用者ニーズを充実させるように努めるとともに同法人内のワークショップ熊本とも引き続き様々な角度から連携を図る。

更に、本年度も、利用者本位の視点に立ち、利用者個々に適した自立及び就労の形態を提供できるように、支援体制の充実を図るとともに、様々な情報を、正確かつ迅速に提供できるように努める。また、工賃体系の見直しを始めとして、営業活動、受注内容、生産体制、作業環境等の再確認及び見直しを行い、これまでの、受注、生産のあり方を再構築する。

また、一層地域に根ざし、開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流及び、地域への施設機能の還元を積極的に進める。

2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力、興味のあること及びその家庭環境等を、総合的かつ個別、的確に把握し、利用者本人及び家族の要望、意見、苦情等を、個別面接、希望者に対する家庭訪問、アンケート等を通して十分に聞きながら、一人一人に適した個別支援計画の作成及び実行を行う。

更に、定期的にそれらの内容及び本人の状態を、日々の観察、職員会議、利用者支援会議等において、データをもとに、総合的にチェックすることにより、変化する利用者ニーズに対応し、適切な支援を行い、本人が有する既存能力の向上及び潜在能力の開発に努める。生活自己点検票等利用者各人が自主的に行えるように支援していく。

また、好評だったミニ夏祭り、施設利用者、家族も含めたミニ文化祭（趣味、興味があり取り組んでいるものの発表等）春季レクリエーション、講演会をワークショップ熊本と合同で行う事により、地域との交流の場ともなるよう努める。

3 作業材料の確保及び生産

障害者優先調達推進法を視野に入れ、この法律を更に有効に活用できるように関係機関と連携を図り、下記のことに取り組む。

縫製部門、製図トレス部門及び下請け部門ともに、昨年に引き続き、既存作業の更なる検討をはじめ、施設利用者が主体的に取り組める、付加価値が高く、安定した量の確保ができる作業の確保とともに、正確かつ効率的な生産体制の確立に努めながら、様々な面でコスト意識を持ち、コストの削減を図る。その上で、各部門の枠を超えて対応できる体制を更に進め、授産場全体で、できることに取り組んで行く。

そのうえで、縫製部門においては、現在の人員にあった効率的に動ける配置と、限られた人員で如何に生産性を上げていくかを検討し、既存の作業と現利用者で取り組める、新しい作業、製品の開拓を更に進める。小物作りをすることで利用者のやる気や技術力の向上に努め、ウェルパル以外の商品委託販売先の拡大にも努める。製図部門においては、利用者の能力に応じた作業内容の振り分けや見直しを行い、今ある技術力が活かせる新たな作業の開拓を行い、より多くの利用者が参加できる業務内容と更にこれまでと違った新しい作業内容への転換を検討する。

下請け作業部門においては、既存の主力作業と別に、みんなで取り組める、もしくはグループ分けでの作業も考え売上、工賃アップを考えていく。施設内の作業だけでなく施設外の作業も取組み利用者のやる気、自信につなげていきたい。また、少しでも付加価値の高い新規の作業開拓に引き続き努め、作業内容のバランスも検討する。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットや企業への訪問等を活用して、消費者ニーズの動向や市場の動き、様々な情報やデータの収集、分析及び有効なPR等を行う。また、必要に応じて、他施設、一般企業、各分野の専門家等との協力、連携を引き続きはかり、安定した作業確保に努める。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化、有効な機器の導入、活用、作業環境の整備等を行いつつ、利用者の作業への積極的な取り組みの支援に努めるとともに、品質管理、コスト意識を持った効率的な生産を行う。また、引き続きボランティアとの連携を進める。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる総合的な処遇向上に努める。

4 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努める。

- (1) 施設利用者の健康管理については、定期健康診断及び家庭との連絡を密にし、各自の施設における健康面の支援、アドバイスを適時行うとともに、不測の事態には、協力医等と連携を図り適切に対応する。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具及び作業用ボイラー等、火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を適切に行うとともに、ヒヤリ・ハットの記録をもとに様々なリスクに対して未然に防ぎ、適切に対応できる体制作りに努める。
- (3) 消防計画書に基づき、適時防災訓練を行うとともに、消火器等の取り扱い方の指導も行い、防火に対する意識の徹底に努めるとともに、関係機関を招いての研修会を行う。
- (4) 消防局主催の防火セミナー、消防関係の研修会等への職員の派遣を積極的に行う。

5 施設機能の充実及び職員の資質向上

個別、多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能（様々な情報発信及び相談援助等）の充実を図り、活気があり魅力ある施設を目指す。

施設の自己評価を行い更なる施設機能の充実に努める。

法人内外の福祉関連はもとより、時流を把握するための研修会に職員を積極的に参加させる。

また、利用者の支援向上に関連する、様々なジャンルの施設内自主学習会を適時実施するとともに、引き続き、各種福祉関連資格の取得に努める。

苦情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報の保護、感染症対策などの内部研修会及び専門の外部講師を招いての研修会を適時行う。

以上により、職員の更なる資質の向上に努める。

6 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行う。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習の積極的な受け入
- (2) セルフセンター等が主催する各種バザール、イベント、商談会等への参加による、地域との交流、施設PR。
- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加。
- (4) 当法人が行う地域交流事業への積極的な参加。
- (5) 施設周辺地域での道路清掃及び除草作業。

7 ワークショップ熊本

1 基本方針

障害福祉を取り巻く情勢は、障害福祉計画、障害福祉サービスの報酬改定等が行われ、大きな変革期を迎えている。平均工賃額や一般就労への定着実績等によって基本報酬が設定される仕組みとなっている。障害者の重度化・高齢化への対応、障害者の地域移行・地域生活を支援するためのサービス、自立支援、就労支援に係る工賃向上や就労に向けた報酬の見直し等がある。特に就労継続支援B型等における賃金・工賃に応じた報酬により、平均工賃月額ランク別報酬となる。高い工賃、高い報酬設定とメリハリをつけるものとなる。このようななか、目標工賃達成指導員を配置し、これまで以上に作業の開拓、改善、効率化と職員の資質向上、支援体制の充実を目指し、特に施設外就労も含めた利用者の総合的な処遇向上に努める。

また、熊本市をはじめ、各市町村及び県等の行政機関及び学校へ施設をアピールして、関係自治体や相談支援事業者、支援学校等とも更なる連携強化を図る。特に学校については、研究発表会、見学会、職場体験等を通じて情報交換に努め、教育現場と施設との交流を深め、利用者確保に繋げる。さらに、送迎については、利用者との意見交換しながら、施設利用者のニーズの変化に対応する。同法人内の熊本授産場とも引き続き、様々な視点で連携を図り、同法人の隣接する施設のメリットを最大限に発揮できるように努める。

さらに、利用者本位の視点に立ち、利用者一人ひとりの社会自立を支援及び就労の形態を提供できるように、支援体制の充実を図るとともに、様々な情報を正確かつ迅速に提供できるように努める。また、営業活動、受注内容、生産体制、工賃体系、作業環境等の再確認及び改善を図る。

また、一層地域に開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流を積極的に進める。

2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力、興味のあること及びその家庭環境等を総合的かつ個別、的確に把握し、利用者本人及び家族の要望、意見、苦情等、さらに、個別面接等を通して十分に聞きながら、各自一人一人に適した個別支援計画の作成、実行を行う。

さらに、定期的にそれらの内容及び本人の状態を日々の観察、連絡ノート、職員会議、利用者支援会議等において、データをもとに、総合的にチェックする支援体制を確立し、変化する利用者ニーズに対応し、適切な支援を行い、本人が有する既存能力の向上及び潜在能力の開発に努める。また、施設見学及びレクリエーション等の施設外活動や施設利用者、家族も含めたミニ文化祭等を熊本授産場と合同で行い、地域との交流活動、施設機能の還元に努める。

3 作業材料の確保及び生産

障害者優先調達推進法を有効に活用できるように関係機関と連携を図り、主力作業であるタオルの縫製、販売、箱の組み立て等、さらに、オリジナルくまモンタオルの製作、

販売等の付加価値の高い作業開拓に引き続き努める。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットや企業への訪問等を活用して、消費者ニーズの動向や市場の動き、様々な情報やデータの収集、分析及び有効なPR等を行い、安定した作業確保に努める。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化、作業環境の整備等を行いつつ、利用者の作業への積極的な取り組みの支援に努めるとともに、品質管理、コスト意識を持った効率的な生産を行う。また、ボランティアとの連携も視野に入れ進める。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる総合的な処遇向上に努める。

4 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努める。

- (1) 施設利用者の健康管理については、定期健康診断及び施設での健康チェックや家庭との連絡を密にし、各自の施設における健康面の支援、アドバイスを適時行うとともに、不測の事態には、協力医等と連携を図り適切に対応する。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具等、火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を適切に行うとともに、ヒヤリ・ハットの記録をもとに様々なリスクに対して未然に防ぎ、適切に対応できる体制作りに努める。
- (3) 消防計画書に基づき、適時防災訓練を行うとともに、消火器等の取り扱い方の指導も行い、防火に対する意識の徹底に努めるとともに、関係機関を招いての研修会を行う。

5 施設機能の充実及び職員の資質向上

変化する社会及び福祉制度のなかで、個別、多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能の充実を図り、活気があり魅力ある施設を目指し、法人内外の福祉関連はもとより各種研修会に職員を積極的に参加させる。また、利用者の支援向上に関連する各種福祉関連資格の取得に努める。苦情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報保護の保護、感染症対策などの内部研修会及び専門の外部講師を招いての研修会を適時行う。

以上により、職員の更なる資質の向上に努める。

6 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行う。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習の積極的な受け入れ。
- (2) セルプセンター等が主催する各種バザール、イベント、商談会等への参加による地域との交流、施設PR。
- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加。
- (4) 当法人が行う地域交流事業への積極的な参加。
- (5) 施設周辺地域での道路清掃及び除草作業。